

栄養士法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十号

栄養士法施行細則等の一部を改正する規則

(栄養士法施行細則の一部改正)

第一条 栄養士法施行細則（昭和三十四年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第五号までの様式中「㊦」を削る。

(調理師法施行細則の一部改正)

第二条 調理師法施行細則（昭和三十四年広島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「㊦」を削る。

(健康増進法施行細則の一部改正)

第三条 健康増進法施行細則（平成十五年広島県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 健康増進法（平成十四年法律第百三三号。以下「法」という。）の施行に関しては、健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 健康増進法（平成十四年法律第百三三号。以下「法」という。）の施行に関しては、健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号。以下「省令」という。）及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号。以下「内閣府令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>

(書類の提出方法)

第六条 法又はこの規則によって知事に提出する書類は、施設の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

(書類の提出方法)

第六条 法、内閣府令又はこの規則によって内閣総理大臣又は知事に提出する書類は、内閣総理大臣の場合にあつては三通を、知事の場合にあつては一通を作成し、施設の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第2号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

特定給食施設事業開始(再開)届

特定給食施設事業開始(再開)届

年 月 日

年 月 日

広島県知事様

広島県知事様

設置者

設置者

住所 〒

住所 〒

氏名

氏名

電話番号

電話番号

〔法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

〔法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

(略)

(略)

(略)

(略)

施設の種類 (該当する番号を○ で囲んでください。)	1 学校	2 病院	3 介護老人保健施設
	4 介護医療院	5 老人福祉施設	6 児童福祉施設
	7 社会福祉施設	8 事業所	9 寄宿舍
	10 矯正施設	11 自衛隊	12 一般給食センター
	13 その他()		

施設の種類 (該当する番号を○ で囲んでください。)	1 学校	2 病院	3 介護老人保健施設
	4 老人福祉施設	5 児童福祉施設	6 社会福祉施設
	7 矯正施設	8 寄宿舍	9 事業所
	10 一般給食センター	11 その他()	

(略)

(略)

1日の予定給食数 及び各食ごとの 予定給食数	(略)
------------------------------	-----

1日の予定給食数 及び各食ごとの 予定給食数	(略)
------------------------------	-----

厨房の有無及び 給食の配送状況 (該当する番号を ○で囲んでくださ い。)	1 厨房あり	2 厨房なし
	配送先あり () なし	配送元 ()

(略)

(略)

※ 病院の場合は、許可病床数を、介護老人保健施設又は介護医療院の場合は、定員数を記入してください。

※ 病院の場合は、許可病床数を記入してください。

注 (略)

注 (略)

様式第3号（第3条関係）

特定給食施設届出事項変更届	
年 月 日	
広島県知事様	
設置者	
住所 〒	
氏名	
電話番号	
〔法人にあつては、給食施設の設置者の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 (略)〕	
〔略〕	
注 (略)	

様式第3号（第3条関係）

特定給食施設届出事項変更届	
年 月 日	
広島県知事様	
設置者	
住所 〒	
氏名	㊞
電話番号	
〔法人にあつては、給食施設の設置者の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 (略)〕	
〔略〕	
注 (略)	

様式第4号（第3条関係）

特定給食施設事業休止（廃止）届	
年 月 日	
広島県知事様	
設置者	
住所 〒	
氏名	
電話番号	
〔法人にあつては、給食施設の設置者の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 (略)〕	
〔略〕	
注 (略)	

様式第4号（第3条関係）

特定給食施設事業休止（廃止）届	
年 月 日	
広島県知事様	
設置者	
住所 〒	
氏名	㊞
電話番号	
〔法人にあつては、給食施設の設置者の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 (略)〕	
〔略〕	
注 (略)	

様式第7号（第5条関係）

（表面）

その1
 特定給食施設栄養管理状況報告書（病院・介護老人保健施設等）
 年 月 日

広島県 保健所長 様

施設の名称
 所在地（職名）（氏名）
 管理者
 （略）

施設の種類	1 病院 2 介護老人保健施設 3 介護医療院 4 老人福祉施設 5 その他（ ）
（略）	

（裏面）（略）

（表面）

その2
 特定給食施設栄養管理状況報告書（児童福祉施設等）
 年 月 日

広島県 保健所長 様

施設の名称
 所在地（職名）（氏名）
 管理者
 （略）

施設の種類	1 保育所 2 認定こども園 3 その他児童福祉施設 4 社会福祉施設 5 その他（ ）
（略）	

（裏面）（略）

様式第7号（第5条関係）

（表面）

その1
 特定給食施設栄養管理状況報告書（病院・介護老人保健施設等）
 年 月 日

広島県 保健所長 様

施設の名称
 所在地（職名）（氏名）
 管理者
 （略）

施設の種類	1 病院 2 介護老人保健施設 3 その他（ ）
（略）	

（裏面）（略）

（表面）

その2
 特定給食施設栄養管理状況報告書（児童福祉施設等）
 年 月 日

広島県 保健所長 様

施設の名称
 所在地（職名）（氏名）
 管理者
 （略）

施設の種類	1 保育所 2 その他児童福祉施設 3 その他（ ）
（略）	

（裏面）（略）

(表面)

その3
 特定給食施設栄養管理状況報告書 (学校等) 年 月 日

広島県 保健所長 様

施設の名称
 所在地 (職 名) (氏 名)
 管理者
 (略)

(略)

(裏面) (略)

(表面)

その4
 特定給食施設栄養管理状況報告書 (事業所その他) 年 月 日

広島県 保健所長 様

施設の名称
 所在地 (職 名) (氏 名)
 管理者
 (略)

施設の種類	1 事業所 2 寄宿舍 3 矯正施設 4 自衛隊
	5 一般給食センター 6 その他 ()

(略)

(裏面) (略)

(表面)

その3
 特定給食施設栄養管理状況報告書 (学校等) 年 月 日

広島県 保健所長 様

施設の名称
 所在地 (職 名) (氏 名) 印
 管理者
 (略)

(略)

(裏面) (略)

(表面)

その4
 特定給食施設栄養管理状況報告書 (事業所その他) 年 月 日

広島県 保健所長 様

施設の名称
 所在地 (職 名) (氏 名) 印
 管理者
 (略)

施設の種類	1 事業所 2 寄宿舍 3 その他
-------	-------------------

(略)

(裏面) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の栄養士法施行細則、調理師法施行細則及び健康増進法施行細則に規定する様式で行われている申請その他の手続は、この規則による改正後の栄養士法施行細則、調理師法施行細則及び健康増進法施行細則に規定する様式で行われている申請その他の手続とみなす。